

守谷市規則第38号

守谷市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例施行規則 (趣旨)

第1条 この規則は、守谷市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例（平成30年守谷市条例第36号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(災害時及び廃止後の措置に関する遵守事項)

第3条 条例第5条第3項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 災害時の措置に関する事項

ア 落雷、洪水、暴風、暴雨、豪雪、地震等により太陽光発電設備が破損し、第三者に被害をもたらすおそれのある事象が発生した場合は、遅滞なく状況の確認を行い、異常が発見されたときは直ちに必要な措置を行うこと。

イ アの実施方法について定めておくこと。

(2) 廃止後の措置に関する事項

ア 太陽光発電設備を速やかに撤去すること。

イ 太陽光発電設備の再使用又は再生利用に努め、廃棄物の発生を抑制すること。

ウ 太陽光発電設備の撤去により発生した廃棄物について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）その他関係法令等に従い、適正な処理を行うこと。

エ 事業区域であった土地について、修景、整地その他の景観上又は防災上必要な措置を行うこと。

(費用の積立て)

第4条 条例第6条第1項の規定により積み立てる費用は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成24年経済産業省令第46号）第5条第1項第6号の規定により提供した太陽光発電設備の設置に要した費用の額の100分の5以上の額とする。

(計画書の提出)

第5条 条例第8条第1項の計画書は、太陽光発電設備設置等計画書(様式第1号)によるものとする。

2 条例第8条第2項各号に規定する書類は、次に掲げる様式により提出するものとする。

(1) 事業区域等状況調書（様式第2号）

- (2) 町内会に対する説明報告書（様式第3号）
- (3) 近隣関係者に対する説明報告書（様式第4号）
（協議終了の通知）

第6条 条例第9条第1項に規定する通知は、協議終了通知書（様式第5号）によるものとする。

（協定の締結）

第7条 条例第10条第1項の太陽光発電設備の運用並びに災害時及び廃止後の措置に関する協定においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 太陽光発電設備の維持及び管理に関する事項
- (2) 環境の保全及び公害の防止に関する事項
- (3) 太陽光発電設備の災害時及び廃止後の措置に関する事項
- (4) その他市長が必要と認める事項
（工事着手届出書）

第8条 条例第11条の規定による届出は、速やかに工事着手等届出書（様式第6号）を提出することにより行わなければならない。

2 前項の工事着手等届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 工程表
- (3) 土砂等の流出、第三者の侵入防止等の安全対策が分かる図書
- (4) 工程写真（工事を完了した場合の届出に限る。）
- (5) その他市長が必要と認める書類
（運用開始等届出書）

第9条 条例第12条の規定による届出は、あらかじめ運用開始等届出書（様式第7号）を提出することにより行わなければならない。

2 前項の運用開始等届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「法」という。）第2条第5項の特定契約に係る契約書の写し（運用を開始し、又は再開する場合の届出に限る。）
- (2) 太陽光発電設備の保守点検に係る契約書の写し（運用を開始し、又は再開する場合の届出に限る。）
- (3) 太陽光発電設備の廃止後の措置に係る書類（運用を廃止する場合の届出に限る。）
- (4) その他市長が必要と認める書類
（協議内容の変更）

第10条 条例第13条第1項の書面は、事業変更届出書（様式第8号）によるものとし、変更しようとする事項に係る書類を添付し、市長に提出しなければならない。

2 条例第13条第1項ただし書の規則に定める軽微なものは、次のとおりとする。

- (1) 事業区域の縮小
- (2) 太陽光発電設備の出力の縮小
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が軽微な変更と認めるもの
(地位の承継の届出)

第11条 条例第14条第1項の規定による届出は、速やかに地位承継届出書(様式第9号)を提出することにより行わなければならない。

2 前項の地位承継届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業者の地位を承継した事実を証する書類
- (2) 事業者の地位を承継した者の住民票の写し(対象設置者の地位を承継した者が法人である場合にあっては、法人の登記事項証明書)及び印鑑登録証明書
- (3) 太陽光発電設備の保守点検に係る契約書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類
(管理者の変更の届出)

第12条 条例第14条第2項の規定による届出は、速やかに管理者変更届出書(様式第10号)を提出することにより行わなければならない。

2 前項の管理者変更届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 管理者の変更を証する書類
- (2) その他変更のあった事項を証する書類
(報告の徴収)

第13条 条例第15条第1項の規定による報告の徴収は、状況等報告要求書(様式第11号)により行うものとする。

2 条例第15条第2項の規定による報告は、状況等報告書(様式第12号)によるものとする。

(管理者等に関する情報の揭示等)

第14条 条例第16条の規定による揭示は、次の内容を記載した太陽光発電設備の管理者等に関する情報(様式第13号)の看板を設置することにより行うものとする。

- (1) 事業区域の所在地及び面積
- (2) 事業者の名称及び連絡先
- (3) 緊急時の連絡先
- (4) 太陽光発電設備の総発電出力
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事項

2 事業者は、前項の看板に記載した事項に変更が生じた場合で、条例第13条第1項本文の規定による協議が終了したとき又は同項ただし書の規則に定める軽微なものに係る変更を行ったときは、当該看板に記載した事項を速や

かに訂正しなければならない。

(立入検査員証)

第15条 条例第17条第2項の身分を示す証明書は、守谷市職員服務規程(昭和52年守谷町規程第5号)第5条第1項に定めるものとする。

(指導、助言又は勧告に係る書面)

第16条 条例第18条の指導又は助言は、指導・助言通知書(様式第14号)により行うものとする。

2 条例第19条第1項の勧告は、勧告書(様式第15号)により行うものとする。

(公表)

第17条 条例第19条第2項の規定による公表は、市ホームページに掲載して行うものとする。

(委任)

第18条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。